

裁判所法の一部を改正する法律案（仮称）について【P】

1 法改正の概要

(1) 司法修習生に対し、国が手当を支給する制度の導入（法第 67 条の 2 関係）

公共的・公益的使命を有する法曹の役割の重要性に鑑み、経済的不安による法曹志望の阻害要因の除去を図るとともに、法曹の資格要件としての司法修習の確実な履踐を担保し、その実効性の更なる確保を図るなどするため、司法修習生全員に対し、給付型手当を支給する制度を導入する改正を行う。

なお、現行の貸与制については、貸与額等を見直した上で、新設する上記制度と併存させることを検討している。

(2) 給付型手当の償還制度の導入（法第 67 条の 3 関係）

司法修習生が非違行為を理由に罷免されたときは、支給された給付型手当の総額を超えない範囲内において、最高裁判所が定める金額を国に償還しなければならないものとする旨の改正を行う。

(3) 司法修習生の懲戒的措置の整備等（法第 68 条関係）

司法修習生について行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生たるに適しない非行があると認めるときに、罷免以外の懲戒的措置をすることができるものとする旨の改正を行う。

(4) 司法修習を終えた者の義務規定の創設（改正法附則関係）

改正法の施行後に開始される司法修習を終えた者は、その修習の成果を有効に活用し、公務又は公益的活動等を通じて社会に還元しなければならないものとするとともに、そのために弁護士に義務付けられる措置については日本弁護士連合会の会則で定める旨の改正を行う。

2 これまでの主な経緯

(1) 貸与制への移行の決定（平成 16 年）

給費制から貸与制への移行が決定（裁判所法改正）（平成 22 年 11 月予定）

(2) 貸与制導入の 1 年延期（平成 22 年）

自民・公明・民主三党合意に基づき、貸与制の導入を 1 年延期（裁判所法改正により施行期日変更）

(3) 貸与制の実施（平成 23 年 11 月）

(4) 法曹養成制度改革推進会議決定（平成 27 年 6 月）

岡田参事官  
太田事務官

「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする」

(5) 骨太の方針（平成 28 年 6 月閣議決定）、経済対策（平成 28 年 8 月閣議決定）

「法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する。」

### 3 その他

予算関連法案である。

閣議決定予定日は平成 29 年 2 月上旬。

以上